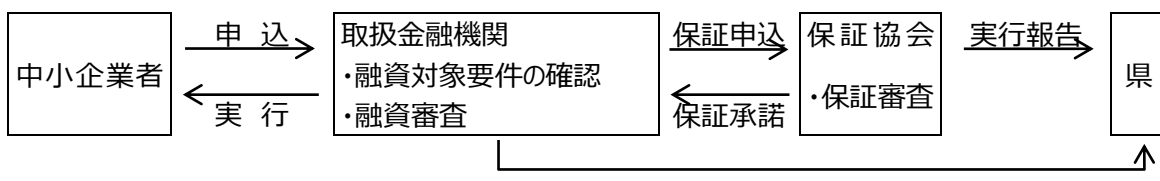


ご利用の手引き

資金名	長期資金																									
目的	中小企業者が必要とする一般的な運転資金を融資する																									
融資対象者	県内で事業を営む中小企業者等																									
資金用途	運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）【その他のポイント①】																									
借換	既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能 【その他のポイント②③④】																									
融資条件	利率	年2.15%（固定）	期間	10年以内（うち据置2年以内）																						
	限度額	1企業・1組合 1億円	預託	あり																						
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）																								
	責任共有制度	新規融資：原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く） 借換資金：原則として対象（既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合を除く）【その他のポイント④】																								
	保証料率	保証協会所定の保証料率																								
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）																								
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる																								
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会																								
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）																									
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類																									
融資フロー	 <p>【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑥】</p>																									
その他のポイント	<p>① 運転資金の金額未満で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができます。</p> <p>② 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。</p> <p><長期資金の借換対応表></p> <p>○…………借換可能 ×…………借換不可</p> <table border="1" data-bbox="319 1859 1436 2105"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既往借入金</th> <th rowspan="2">協会保証付</th> <th rowspan="2">県制度融資等</th> <th colspan="2">今回実行する長期資金</th> </tr> <tr> <th>保証を付けて実行</th> <th>保証を付けず実行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="2">協会保証付</td> <td>県制度融資等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県制度融資等でない</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">協会保証付でない</td> <td>県制度融資等</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県制度融資等でない</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				既往借入金	協会保証付	県制度融資等	今回実行する長期資金		保証を付けて実行	保証を付けず実行		協会保証付	県制度融資等	○	○	県制度融資等でない	○	○	協会保証付でない	県制度融資等	×	○	県制度融資等でない	×	×
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	今回実行する長期資金																							
			保証を付けて実行	保証を付けず実行																						
	協会保証付	県制度融資等	○	○																						
		県制度融資等でない	○	○																						
	協会保証付でない	県制度融資等	×	○																						
		県制度融資等でない	×	×																						

③ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

④ 本貸付を既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用する場合、付すことができる保証は、原則として、一般保証、S N保証 5号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付すことはできません。

ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

また、借換資金を含まず、新規融資のみで本貸付を利用する場合は、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可能です。

<長期資金の責任共有制度対応表>

新規融資のみの場合			今回実行する長期資金
借換を含む場合	既往借入金が 責任共有制度対象 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ 付することができる
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度対象外 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可 (追加融資（真水部分）も含め)
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ 付することができる

⑤ 兵庫県信用保証協会の「飛躍」又は「ひやくライト」との併用が可能です。

⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）